

日本外交文書

滿州事變 第二卷第一冊

外務省

序

近代日本の対外関係の展開を示す基本史料である「日本外交文書」は、外務省において昭和十一年に明治元年の第一巻を編さん以来、現在では大正十一年まで計一三五巻を出版するに至った。

さらに当史料館では、一般の要望に応えるため、大正期と並行して昭和期の外交文書を公刊すべく鋭意準備を進めてきたが、このたび「満州事変」に関する外交文書を発刊する運びとなった。満州事変は、日本外交史上のみならず、国際政治の上でも重大な転換期を画し、昭和期外交文書の嚆矢を飾るに相応しい歴史的意義をもつものと認められる。

激動の時代と称せられる昭和期日本の対外政策とこれをめぐる国際環境について、本書が正確な史実を提供し、内外の外交問題研究者の研究に資するとともに、今後のわが国外交政策の樹立にあたって何らかの寄与をなし得れば幸いである。

昭和五十二年三月

外務省外交史料館長

例言

一、本書に収録された文書は、原則として外務省所蔵記録で、編さんにあたって原文の改変、削除、簡略化等を行われていない。ただ、明らかな誤字などは訂正し、漢字はなるべく当用漢字を使用した。

二、満州事変関係の外務省記録は焼失したものが多く、本省への来電、来信については相当程度「写」により復原し得たが、本省よりの往電、往信は復原がきわめて困難であった。重要な往電、往信で採録されていないものが多いのはこの理由による。とくに本書収載の上海事変関係の記録は、来往電、来往信ともに不備な点が多かった。

三、(イ)文書はそれぞれの事項のもとに暦日順に配列し、事項かぎりの文書番号を付した。

(ロ)発電日付不明のものは、着電の日付で採録し、表題においては、8月(21)日とカッコを付して區別した。

(ハ)表題の発電者あるいは受電者の上に※を付してあるのは、該発電者あるいは受電者が名義上のものであることを表示する。

※在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛

(ニ)本文中右肩にある(1)(2)(3)等の記号は、同一番号の電報が何回かに分割の上発電されたことを示すものである。

………⁽²⁾帰還後当地ノ状況ヲ見ルニ………

(※)表題の発・受信者は初出の場合にかぎり姓名を表示し、次回よりは姓のみにとどめた。

在ハルビン大橋(忠一)総領事より
幣原(喜重郎)外務大臣宛

(ハ)本文中の来往電、来往信番号右側の注、例えば(二二〇文書)(三三〇四文書)(一一八一八二〇文書)は、それぞれ(本巻、同事項、二二〇文書)(本巻、事項三、三〇四文書)(第一巻、事項八、八二〇文書)を略したものである。

四、各巻ごとに全採録文書の日付順索引を付した。満州事変 第二巻(昭和六年十二月より昭和七年十月まで)は二冊よりなるので、日付順索引は第二冊に付記される。

満州事変 第二巻第一冊

目次

一 上海事変の勃発と停戦協定の成立	一
二 満州国の成立と日本の承認	三四一
三 リットン調査団の動向	六五二

(以上第一冊)

- 四 日中紛争をめぐる米国および各国との交渉ならびに国際連盟における審議状況
 - 五 中国およびその他各地における排日状況
 - 六 国民政府との交渉
- 付録 満州事変 第二卷 日付順索引

(以上第二冊)

事項一 上海事変の勃発と停戦協定の成立

(編注) 本項については、事項四にも関連文書が収載されている。

1 昭和7年1月4日

在上海村井(倉松)総領事より
犬養(毅)外務大臣宛

上海民衆反日救国連合会主催の市民大会の状
況について

機密第十三号

昭和七年一月四日

在 上 海

総領事 村 井 倉 松(印)

外務大臣 犬 養 毅 殿

上海民衆反日救国連合会主催ノ市民大会ニ

関スル件

十二月十三日当地南市公共体育场ニ於テ開催セラレタル反日市民大会ノ概況ハ不取敢及電報置キタル通ナルカ該大会ヲ主催セル上海民衆反日救国連合会ナルモノハ其ノ成立宣言書(訳文別添甲号)^(省略)ニ依レハ十二月六日共同租界四川路

青年会ニ於ケル当地五十四個ノ民衆団体代表大会ニ依テ設立サレタルモノニテ上海民衆ヲ領導シ日本帝國主義ト決戦シ政府ノ投降政策ニ反対シテ中国民衆ノ真正ナル解放ヲ標榜シ且從來ノ民衆ヲ欺瞞シ帝國主義及国民党ヲ援助セル上海抗日救国会ヲ断然排撃スルモノニテ上海唯一ノ反日団体ナリト称シ居レリ。

右連合会カ共產系ノモノナルヤ否ヤハ今直チニ断シ難キ処ナルカ其ノ主催セル市民大会ニ共產党カ策動セルコトハ極メテ明カナル処ニシテ即チ該大会ニ於テ撒布サレタル中国共產党中央、中国革命互濟会、上海工会總連合会及上海韓人反帝同盟等共產系ノ伝單標語等ハ別添ノ如ク何レモ十二月十三日付(大会当日)ノ印刷物多ク又前記連合会ノ宣言趣旨及大会ノ決議モ亦中共中央ノ伝單(訳文別添乙号)^(省略)標語等ト同趣旨ヲ多分ニ加味シ居レリ。情報ニ依レハ該大会ノ決議中『ソヴェエト』政府擁護』等ノ項目アリタル由